

「広島市地球温暖化対策実行計画」の改定について

1 計画改定の基本的事項

(1) 計画改定の趣旨

平成29年3月に策定した広島市地球温暖化対策実行計画（以下「現行計画」という。）は、中長期的視点に立ち、本市の目指すべき姿や温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、地球温暖化防止への取組（緩和策）及び気候変動の影響への適応（適応策）に関する取組の方向性及び基本方針、施策等を定めている。

これまでの取組等により、本市域の温室効果ガス排出量は減少傾向にあるが、気候変動の影響が疑われる自然災害等が本市を含め世界各地で頻発しており、地球温暖化をめぐる国内外の動向や社会経済情勢が大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、本市では、令和2年12月、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明しており、その目標の実現に向け、地球温暖化対策を一層推進する必要があることから、本計画の改定を行う（令和5年3月改定予定）。

(2) 計画の位置付け

現行計画と同様に、改定後の実行計画（以下「新計画」という。）は、次の三つの計画を兼ねるものとする。

ア 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画」（区域施策編^{※1}及び事務・事業編^{※2}）

※1 区域施策編：広島市の市域から排出される温室効果ガスの削減目標や、その目標の達成に向けて実施する総合的かつ計画的な施策等をまとめたもの。

※2 事務・事業編：市役所自らの事務・事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの削減目標や、その目標の達成に向けて実施する措置の内容等をまとめたもの。

イ 「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画^{※3}」

※3 地域気候変動適応計画：その地域の気候条件、地理的条件、社会経済条件等の地域特性に応じた気候変動適応に関する計画。

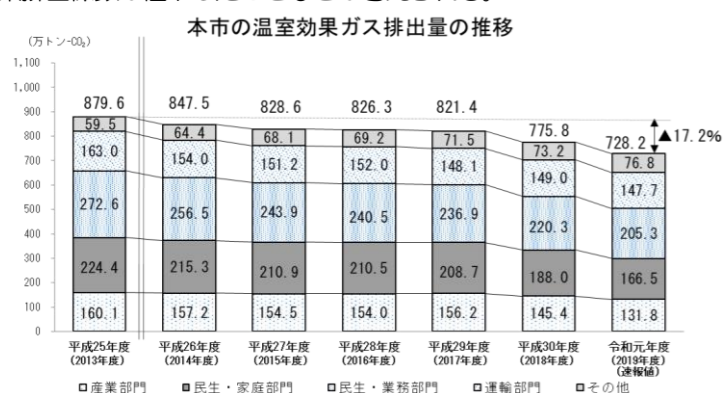
ウ 第3次広島市環境基本計画の地球温暖化対策に関する施策の方針を踏まえた「実行計画」

2 現行計画の評価（概要）

(1) 区域施策編

現行計画では、本市域における温室効果ガス排出量について、「2020年度（令和2年度）の温室効果ガス排出量を2013年度比（平成25年度比）で5%削減」という短期目標を設定し、様々な施策に取り組んできた。

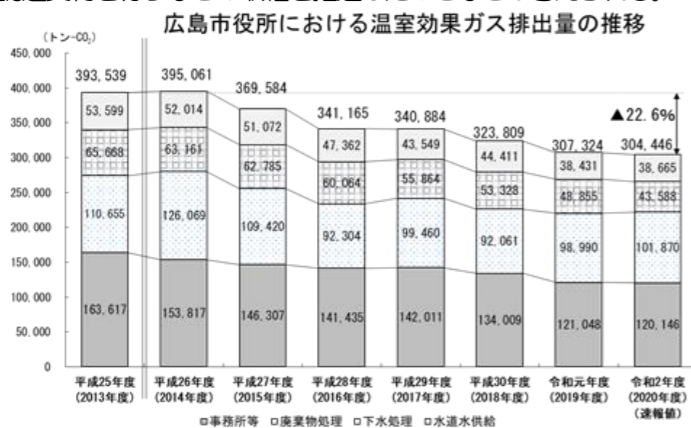
2019年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（速報値）は、2013年度比で17.2%の削減となっており、短期目標を達成している。その主な要因としては、各部門において、省エネルギー対策の取組等が進み、エネルギー使用量が減少したことや、本市の温室効果ガス排出量の約6割を占める電力使用において、電気事業者の二酸化炭素排出係数が低下したことなどが考えられる。



(2) 事務・事業編

現行計画では、広島市役所における温室効果ガス排出量について、「2020年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で5.1%削減」という短期目標を設定し、様々な施策に取り組んできた。

2020年度の市役所の温室効果ガス排出量（速報値）は、2013年度比で22.6%の削減となっており、短期目標を達成している。その主な要因としては、各部署において、省エネルギー対策を徹底するとともに、二酸化炭素排出係数の低い電気事業者との電力調達契約を行うなどの取組を推進したことなどが考えられる。



3 計画改定の方向性（案）

(1) 温室効果ガス排出量削減目標

ア 長期目標（目標年度：2050年度）

温室効果ガス排出量の実質ゼロ

イ 中期目標（目標年度：2030年度）

国の目標等を踏まえ、本市の施策による温室効果ガス排出量削減効果の積み上げ等により目標を設定する。

【参考】本市（現行計画）及び国の温室効果ガス排出量削減目標

区分	2050年度目標 (長期目標)	2030年度目標 (中期目標)
本市	2013年度比▲80%	2013年度比▲30%
国	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする	2013年度比▲46% (さらに50%の高みに 向けて挑戦を続ける)

ウ 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス

(2) 新計画の構成等

ア 構成

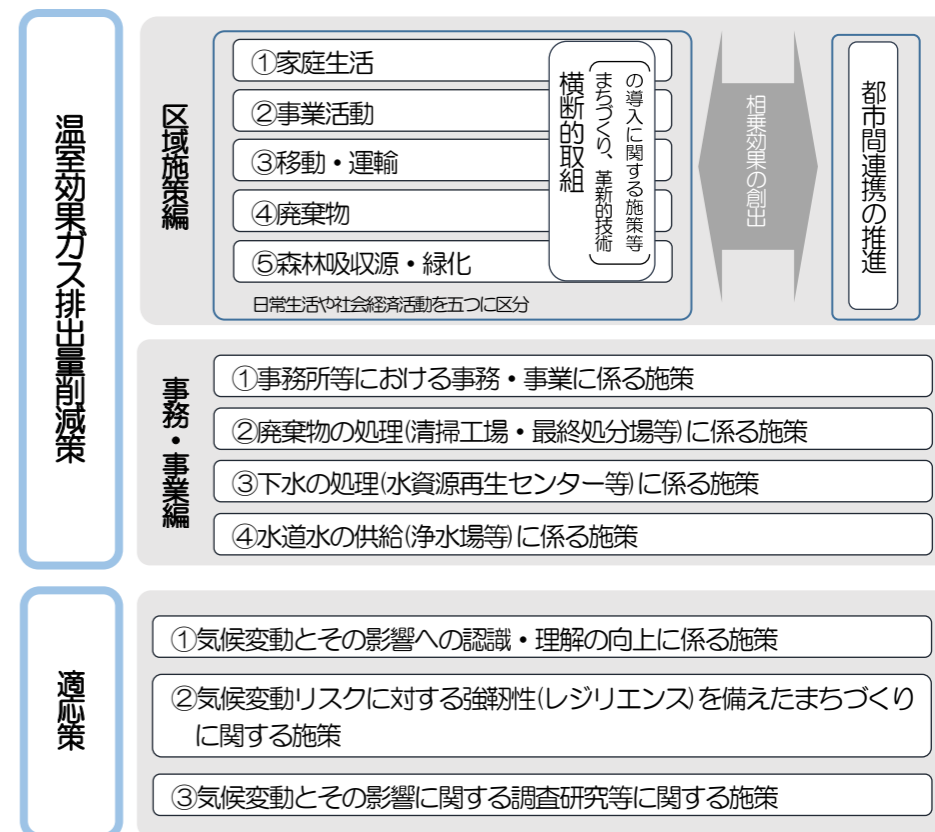
現行計画同様、「温室効果ガス排出量削減策（緩和策）」（以下「削減策」という。）と「適応策」の2部構成とし、そのうち、「削減策」については、「区域施策編」及び「事務・事業編」に区分する。

イ 施策の考え方

削減策については、温室効果ガスの大幅な削減に向けて、省エネルギー対策を推進するとともに、地域における安全性の確保や環境との調和を図りながら再生可能エネルギーの導入を促進することが重要である。こうしたことから、区域施策編及び事務・事業編ともに、これらの取組を強化していくための施策を講じる。

適応策については、気候変動の影響が疑われる自然災害等が本市でも発生するなど、市域内においてもその影響が顕在化しつつあることから、こうした影響に適切に対応していくための施策を講じる。

【新計画の構成イメージ】



(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴う対応

令和3年に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方公共団体実行計画において、政令指定都市等に対し、地域の自然的社会的条件に応じた再生可能エネルギーの利用促進等の施策に関する事項に加え、新たに施策の実施に関する目標を定めることを追加するとともに、市町村に対し、再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設の整備等を行う事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域等を定めるよう努めることとしており、この法改正に伴う必要な対応を行う。